

どんぐりひろばにおける除草剤取扱要領

(趣旨)

第 1条 この要領は、どんぐりひろば管理運営要綱（以下「要綱」という。）第28条に基づき、どんぐりひろば（以下「ひろば」という。）における除草剤の取扱いに関して必要な事項を定める。

(ひろばの除草)

第 2条 管理責任者及び管理団体が行うひろばの除草においては、要綱第 2条に規定する目的を達成するため、除草剤は使用してはならない。ただし、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない除草剤の使用の場合は、管理責任者及び管理団体は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 除草剤の使用以外に除草を行う方法がないか十分に検討すること。
- (2) ひろばは、幼児が使用する遊び場のため、除草剤使用の必要性や周辺への影響について十分に検討すること。
- (3) 除草剤の使用に当たっては、市の定める「市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」及び関係法令を遵守すること。
- (4) 除草剤は、農林水産省に農薬として登録されたものを使用すること。
- (5) 除草剤の使用方法及び使用上の注意事項を守ること。
- (6) 除草剤を使用する区域及び使用量を必要最小限にとどめること。
- (7) 除草剤を混合して使用しないこと。
- (8) 除草剤の使用前に、ひろば内の雑草発生状況の調査を行い、雑草の種類について確認し把握すること。
- (9) 除草剤の使用について土地所有者の承諾を得ること。
- (10) 事前に除草剤の使用について市に申請すること。
- (11) 事前に周辺住民及びひろば利用者に対して除草剤を使用することを周知すること。また、除草剤使用について理解を得られるよう努めること。
- (12) 安全対策として、除草剤の使用後に、使用した除草剤に応じた期間は人がひろば内に立ち入らないようにすること。
- (13) 除草剤使用後に、使用状況について市に報告すること。

(14) 除草剤の使用により、ひろば及び隣地の土壌汚染並びに植物への悪影響、近隣住民及びひろば利用者の健康被害等の損害が発生した場合には管理責任者及び管理団体が対応しなければならない。この場合において、除草剤の使用により生じた損害については、市はその責任を負わない。

(除草剤使用及び休園の申請)

第 3条 管理責任者は、除草剤を使用する場合は、事前に雑草の発生状況を確認し、土地所有者の承諾を受けたうえでどんぐりひろば休園届（要綱第19号様式）及び除草剤使用についての確認書（第 1号様式）を市長に提出する。

2 前項に定める休園届に記載する休園理由は、やむを得ず除草剤を使用しなければならない理由を記載する。

(休園の決定)

第 4条 市長は、提出された書類を審査し、ひろばの休園を決定したときには、どんぐりひろば休園決定通知書（要綱第20号様式）により管理責任者に通知する。

2 管理責任者は、休園決定後すみやかに休園期間、除草剤を使用する日、問い合わせ先等をひろばにおいて張り紙等により利用者に対し明示する。

(除草剤使用後の報告)

第 5条 管理責任者は、休園期間終了後速やかに報告書（第 2号様式）により除草剤の使用状況を市長に報告する。

附則

この要領は、令和 8年 4月 1日から施行する。

どんぐりひろばにおける除草剤使用についての確認書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長 様

(管理責任者)

住 所

氏 名

電話番号

どんぐりひろばでの除草剤の使用について、管理責任者及び管理団体において下記の事項を確認しました。

記

確認事項	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 除草剤の使用以外に除草の方法がないか十分に検討しました。<input type="checkbox"/> ひろばは、幼児が使用する遊び場のため、除草剤使用の必要性や周辺への影響について十分に検討しました。<input type="checkbox"/> 除草剤の使用に当たっては、市の定める「市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」、農薬取締法及び関係政府省令等を遵守します。<input type="checkbox"/> 農林水産省に農薬として登録された除草剤以外は使用しません。<input type="checkbox"/> 除草剤の使用方法及び使用上の注意事項を遵守して使用します。<input type="checkbox"/> 除草剤を使用する区域及び使用量は必要最小限とします。<input type="checkbox"/> 除草剤は混合して使用しません。<input type="checkbox"/> 除草剤の使用前に、遊び場内の雑草発生状況の調査を行い、雑草の種類について確認し把握しました。<input type="checkbox"/> 除草剤の使用について土地所有者から承諾を得ました。<input type="checkbox"/> 除草剤の使用前に、周辺住民及び遊び場利用者に対して除草剤を使用することを周知します。また、除草剤使用について理解を得られるよう努めます。<input type="checkbox"/> 安全対策として、除草剤の使用後に、使用した除草剤に応じた期間はひろばを立ち入り禁止とします。<input type="checkbox"/> 除草剤使用後に、使用状況について市に報告します。<input type="checkbox"/> 除草剤の使用により、ひろば及び隣地の土壌汚染並びに植物への悪影響、近隣住民及びひろば利用者の健康被害等の損害が発生した場合には、管理責任者及び管理団体が対応します。
------	--

第 2号様式

どんぐりひろばにおける除草剤使用についての報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長 様

(管理責任者)

住 所

氏 名

電話番号

どんぐりひろばでの除草剤の使用について、下記のとおり実施したので報告
します。

記

ひろば名	除草剤 使用日	除草剤の名称 (種類名、商品名)	除草剤 (原液) の 使用量 (ℓ又はkg)	希釈倍率 (倍)	備考